

令和6年7月26日

山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表 03-3580-4111 (内線 2036))

行政文書開示請求について（意思確認）

標記について、下記のとおり確認を求めるので、本年8月2日（金）までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和6年7月8日（月）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和6年7月10日（水）

3 行政文書開示請求書に記載された請求内容

（1）令和5年度の決裁官・支部長検事セミナーにおける配布資料（開催案内、日程表及び参加者名簿を含むが、これらに限らない。）

（2）令和5年度の検察運営セミナーにおける配布資料（開催案内、日程表及び参加者名簿を含むが、これらに限らない。）

4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について

（1）行政文書開示請求書に上記3（1）のとおり記載されたことについて、法務省本省ではその趣旨に該当すると思われる行政文書として、次の行政文書を保有しています。

ア 令和6年3月1日付け法務省刑総第179号刑事局長通知「第6回決裁官・支部長検事セミナー（テレビ会議）の開催について」

イ 令和6年3月1日付け法務省刑総第180号刑事局長依命通知「第6回決裁官・支部長検事セミナー（テレビ会議）の開催について」

ウ 令和6年3月1日付け法務省刑総第181号刑事局長依命通知「第6回決裁官・支部長検事セミナー（テレビ会議）の開催について」

（2）行政文書開示請求書に上記3（2）のとおり記載されたことについて、法務省本省ではその趣旨に該当すると思われる行政文書は、保存期間満了により既に廃棄済みのため、保有しておりません。

したがって、このまま請求を維持された場合、行政文書の不存在を理由とする不開示決定がなされることが見込まれます。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料について

上記4の請求を維持される場合、開示請求件数は2件（上記4（1）アからウまでで1件、上記4（2）で1件）、開示請求手数料は600円（ただし、上記4（2）については、行政文書の不存在による不開示決定が見込まれます。）となります。

現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙600円分を受領していますので、過不足はありません。